C_{22} ＝ 0.02515
C_{23} ＝ 0.02525
C_{24} ＝ 0.02553
C_{25} ＝ 0.02610
C_{26} ＝ 0.02679
C_{27} ＝ 0.02892
C_{28} ＝ 0.0243
C_{29} ＝ 0.0243
C_{30} ＝ 0.02448
$C_{令元}$＝ 0.02439
$C_{令2}$ ＝ 0.02420
$C_{令3}$ ＝ 0.01952
$C_{令4}$ ＝ 0.02030
$C_{令5}$ ＝ 0.00428
$C_{令6}$ ＝ 0.00647
$C_{令7}$ ＝ 0.01044

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{17} ＝ 0.00316
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01574
E_{21} ＝ 0.01676
E_{22} ＝ 0.01677
E_{23} ＝ 0.01683
E_{24} ＝ 0.01702
E_{25} ＝ 0.01740
E_{26} ＝ 0.01786
E_{27} ＝ 0.01928
E_{28} ＝ 0.0162
E_{29} ＝ 0.0162
E_{30} ＝ 0.01632

C_{22} ＝ 0.02519
C_{23} ＝ 0.02529
C_{24} ＝ 0.02565
C_{25} ＝ 0.02627
C_{26} ＝ 0.02735
C_{27} ＝ 0.025
C_{28} ＝ 0.0243
C_{29} ＝ 0.0243
C_{30} ＝ 0.02451
$C_{令元}$＝ 0.02442
$C_{令2}$ ＝ 0.01932
$C_{令3}$ ＝ 0.01956
$C_{令4}$ ＝ 0.00311
$C_{令5}$ ＝ 0.00428
$C_{令6}$ ＝ 0.00647

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01577
E_{21} ＝ 0.01678
E_{22} ＝ 0.01679
E_{23} ＝ 0.01686
E_{24} ＝ 0.01710
E_{25} ＝ 0.01751
E_{26} ＝ 0.01823
E_{27} ＝ 0.016
E_{28} ＝ 0.0162
E_{29} ＝ 0.0162
E_{30} ＝ 0.01634